

第2部 自殺対策計画

第1章 計画策定の趣旨等

1 自殺対策計画の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年に急増して以降、年間3万人を越える深刻な状態が続きました。国においては、自殺は個人だけでなく社会を対象とした対策が必要として、平成18年の自殺対策基本法の施行以降、さまざまな取組みを進めてきました。

その結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げていました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、令和2年には自殺者数において11年ぶりに前年を上回りました。

また、平成28年の自殺対策基本法の改正により、地方自治体においても自殺対策計画を定めることとされ、一層の社会全体での取組みが求められています。

苅田町においても、自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない苅田町」の実現を目指します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて策定します。

なお、国が示す「市町村自殺対策計画策定の手引」において、「自殺対策計画は、地域福祉計画等の他の計画の一部として策定することが可能」とされています。国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直すこととされていること、苅田町の地域福祉計画が同じく令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間とすること等を踏まえ、自殺対策計画を地域福祉計画の一部として一体的に策定することとします。

3 計画の数値目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」といいます。）を、平成27年の18.5と比べて30%以上減らし13.0以下とすることを目標として定めました。

前回の計画では、苅田町では、人口規模が小さいため人口の増減及び自殺者の増減により自殺死亡率が大きく変動することから、数値目標を、平成27年との比較ではなく、平成24年から平成28年の自殺死亡率の平均16.7に対し、令和4年までの4年間で13.0%減少の14.5以下とすることを目指すこととしていました。

現状としては、令和元年から令和4年の自殺死亡率の平均は18.7と目標を達成できていません。

よって、引続き数値目標は、平成24年から平成28年の自殺死亡率の平均16.7に対し、令和10年までの5年間で30.0%減少の11.7以下とすることを目指すこととします。

	実績値		目標値
	平成24年～ 平成28年平均	平成31年～ 令和4年平均	令和6年～ 令和10年平均
自殺死亡率	16.7	18.7	11.7以下
平成24年～平成28年平均 との対比		112.0%	△30.0%

（参考）苅田町の自殺死亡率等の推移

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
自殺死亡率	8.0	21.4	13.4	32.1	18.7
自殺者数	3人	8人	5人	12人	7人

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 A7表」

第2章 苅田町の自殺の現状

本計画における町の自殺の統計については、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」及び一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」（注7）に基づいて記載しています。

国・県の統計については、厚生労働省の「人口動態統計」に基づいて記載しています。

（1）自殺者の状況

苅田町の年間自殺者数は、年により大きく増減があります。平成30年から令和4年までの5年間の平均は6.6人となっています。令和4年は全国・福岡県・苅田町の全てが増加しています。（表1）

また、自殺死亡率についても、令和4年は全国・福岡県・苅田町の全てが前年を超える値となっています。（表2）

（表1）自殺者数の推移

（単位：人）

	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
全国	20,031	19,425	20,243	20,291	21,723	20,342
福岡県	805	756	826	847	890	824.8
苅田町	5	3	8	5	12	6.6

（表2）自殺死亡率の推移

	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
全国	16.1	15.7	16.4	16.5	17.3	16.4
福岡県	16.0	15.0	16.3	16.8	17.4	16.3
苅田町	13.4	8.0	21.4	13.4	32.1	17.7

（表1）（表2）出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

（注7）

「地域自殺実態プロファイル」とは、国の指定調査研究機関である「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」が作成する、すべての自治体ごとに自殺の実態を分析した結果をまとめたものであり、一般には公開されていません。

(2) 地域自殺実態プロフィール

平成29年から令和3年の5年間における自殺の実態について、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロフィール」により、苅田町において自殺で亡くなる人の多い属性（性別×年代別×職業の有無×同居人の有無）の上位5区分及び背景にある主な自殺の危機経路について示されています。

苅田町では、特に40～59歳男性の割合が高くなっています。また、60歳以上の割合も同様に高い割合を示しています。

(表3) 苅田町における高リスク対象群

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺 死亡率※2 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路の例※3
1位:男性40～59歳 有職同居	5人	20.0%	30.6	配置転換→過労→職場の 人間関係の悩み+仕事の 失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上 無職同居	3人	12.0%	25.5	失業(退職)→生活苦+介 護の悩み(疲れ)+身体疾 患→自殺
3位:男性20～39歳 有職同居	3人	12.0%	23.2	職場の人間関係/仕事の 悩み(ブラック企業)→パ ワハラ+過労→ うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳 無職同居	2人	8.0%	117.1	①【30代その他無職】ひ きこもり+家族間の不和 →孤立→自殺/ ②【20代学生】就職失敗 →将来悲観→うつ状態→ 自殺
5位:男性40～59歳 有職独居	2人	8.0%	34.9	配置転換(昇進/降格含 む)→過労+仕事の失敗 →うつ状態+アルコール 依存→自殺

出典：一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

※1順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

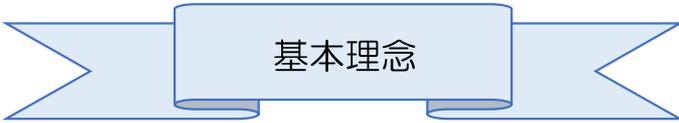
※2「自殺死亡率」の母数(人口)は令和2年国勢調査を元に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターにて推計しました。

※3「背景にある主な自殺の危機経路の例」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしたもので、危機経路を典型的に例示しているものであり、苅田町の実際の危機経路ではありません。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

荻田町においても、「いのち支えあう荻田 ～誰も自殺に追い込まれることのない荻田町をめざして～」を基本理念とし、全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。



基本理念

いのち支えあう荻田

～誰も自殺に追い込まれることのない荻田町をめざして～

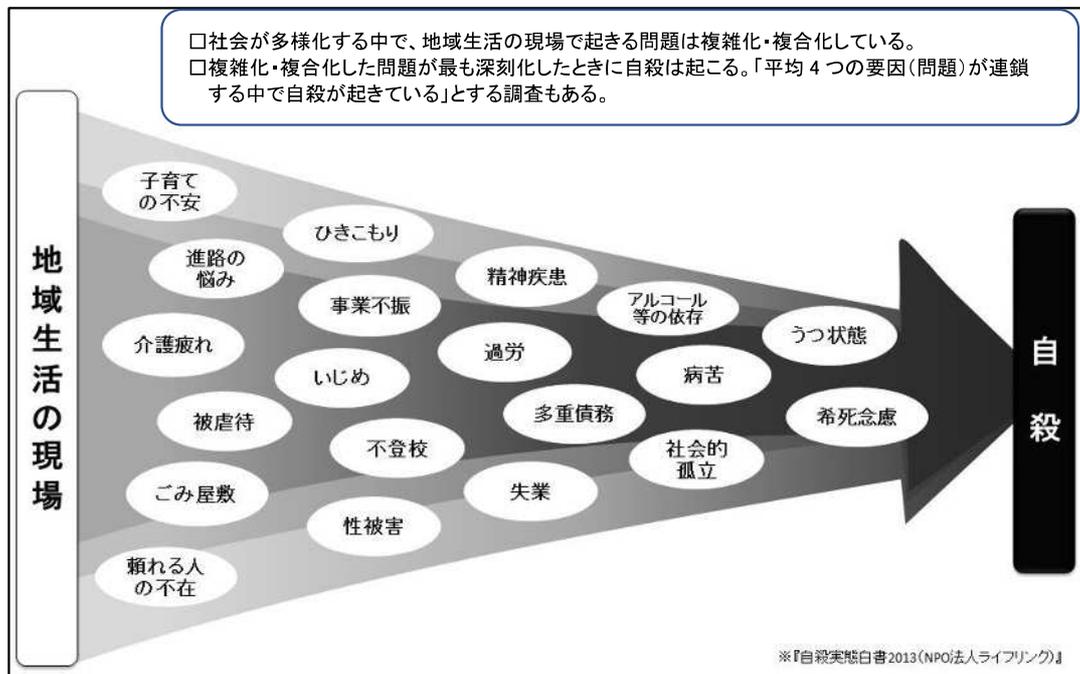
第4章 自殺対策の取組み

自殺に至る原因や動機については、様々な要因が複合的に絡み合っているとされています。自殺の原因を単独のものとして比較することは、自殺の実態について誤解を生じかねず適当とは言えません。

厚生労働省の資料による「自殺の危機要因イメージ図」(図1)では、自殺に至る要因としてのイメージを図示しています。直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、自殺に至るまでには、平均4つの要因(問題)が連鎖しているとも言われています。

このことを踏まえ、施策を展開していくことが必要となります。

(図1) 自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



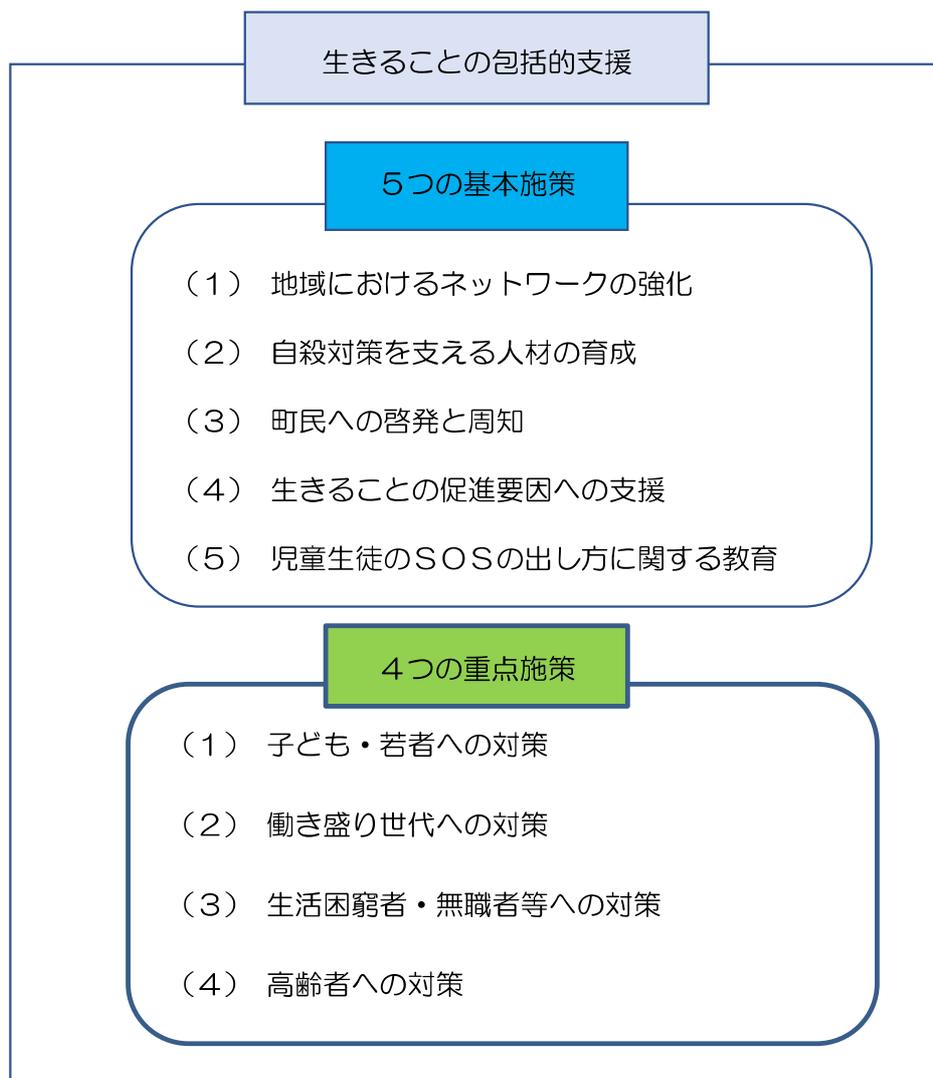
自殺の危機経路図(出典:自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク発行))

1 取り組む5つの基本施策と4つの重点施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない基盤的な取組みとなります。

重点施策とは、地域自殺実態プロファイルの結果を基に、優先的に取り組むべき施策です。国の示した分類に従い、特に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「高齢者」に関わる自殺対策の推進について重点的に取り組みます。

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」という基本認識のもと、「生きることの阻害要因」の軽減を図り、「生きることの促進要因」を増やす、これらの施策を効果的に実施することで生きることの包括的な支援を行っていきます。



2 5つの基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題、経済生活問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、様々な分野の施策を町民や組織が密接に連携して、包括的な取組みを実施する必要があります。そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他、様々な関係機関と連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
「苅田町自殺対策推進連絡会(仮称)」の設置	関係機関のネットワークの構築を目的に、地域における自殺に対する課題解決を図るため、保健、医療、福祉、教育、民間ボランティア等の町内外の幅広い関係機関との情報共有・情報交換を行います。	福祉課
自殺未遂者への支援体制の充実	自殺未遂者については、救急医療機関や警察、消防、保健所等との緊密な連携体制の下で、切れ目のない包括的な支援を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	福祉課 消防本部 京築保健福祉 環境事務所 行橋警察署

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

また、より包括的な支援を展開するために、関係機関の人材育成を進め、人材の資質向上を図ります。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
町民向けゲートキーパー研修の開催	住民に身近な地区レベルで多くの人材が必要とされており、町民向けの養成講座を開催して地区レベルでの人材確保を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
関係団体向けゲートキーパー研修の開催	地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員をはじめ、区長、福祉関係団体等を対象とした研修会を開催し、人材確保を図ります。	福祉課
教職員向けゲートキーパー研修の開催	児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるための研修会を開催します。	福祉課 学校教育課
町職員向けゲートキーパー研修の開催	職員が庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、意識を高めるため、職員にゲートキーパー研修や養成講座の受講を促します。	総務課 福祉課

(3) 町民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
リーフレット・啓発グッズの作成と配布	相談窓口一覧や自殺予防と早期発見の啓発のためのリーフレット、啓発用品を作成し町の開催行事等の機会に合わせ啓発を行います。	福祉課
広報媒体を活用した啓発活動	町の広報誌やホームページに、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防月間（9月）等に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	福祉課
図書センターでの「こころの健康図書コーナー」の開設	児童生徒や一般住民の利用者が多くなっている町立図書館において、自殺予防月間等の期間中に、こころの健康に関連する図書コーナーを開設して、こころの健康に関する町民の理解促進を図ります。	生涯学習課 図書館

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援や孤立を防ぐための居場所づくり、また、自殺未遂者や遺された人への支援など、それぞれの立場や状況に寄り添った支援を進めます。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
生活における困りごと相談の充実	それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施
居場所づくりの推進	孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした孤立を防ぐための居場所づくりや生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくり等の対策を推進します。	福祉課 生涯学習課
遺された人への支援	遺された家族や周囲の人は、感情面や身体面、生活面などに様々な影響を受けることが多いといわれています。また、法的な手続きなどへの対応も行っていかなければなりません。そのため、福岡県精神保健福祉センター等と連携し、こころの相談支援や法律相談などの支援を行います。	福祉課 京築保健福祉環境事務所 福岡県精神保健福祉センター
アルコールやギャンブルへの依存に対する支援	アルコールへの依存やギャンブルへの依存は自殺のリスクを高める要因の一つとなります。このため依存からの回復を望む依存者がグループミーティングを通しお互いに支え合うピアサポートグループ（自助グループ）の活動を支援します。	福祉課 京築保健福祉環境事務所

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため苅田町でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育「SOSの出し方教育」を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
SOSの出し方教育の実施	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	学校教育課
教職員向けゲートキーパー研修の実施（再掲）	児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための研修会を実施します。	学校教育課
保護者向けSOSの気づきの啓発	児童生徒の保護者に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための啓発パンフレットを作成し配布します。	学校教育課 福祉課
学校への専門家の派遣	各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育課

3 4つの重点施策

地域自殺実態プロファイルに基づき、苅田町における自殺のハイリスク対象群である、「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「高齢者」に係る自殺対策の取組みを重点施策として取り組みます。

(1) 子ども・若者への対策

子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、抱える悩みも多様であるため、ライフスタイルに応じた対応が必要です。

そのため、保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら支援を推進します。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
SOSの出し方教育の実施（再掲）	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育相談を行います。	学校教育課
指導相談事業による相談機能の充実	不登校やいじめ等の問題を抱える児童生徒や指導上特別な支援を必要とする児童生徒、その保護者が悩みや不安を早期に解消できるよう相談・支援体制の充実を図るとともに、長期休業明けの見守り活動を行います。	学校教育課
居場所づくりの推進（若年層）	若年層が抱える様々な問題に対し、「北九州若者サポートステーション」（注8）や「福岡県ひきこもり地域支援センター」（注9）等の相談支援機関との連携を強化し、相談支援を通じ社会参加や就労等の推進を図ります。	福祉課

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
居場所づくりの 推進（小学生）	放課後児童対策として、小学校の施設を活用し、子どもたちが自主的な遊びや学習等を地域住民や学年を超えた交流の中で体験することができる放課後子どもひろば事業や、留守家庭等の小学生の健全育成事業（放課後児童クラブ事業）を実施します。	生涯学習課
居場所づくりの 推進（乳幼児）	地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点を設置し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子育て・健康課
若者への自殺予 防啓発	町内高等学校生徒や専門学校等の学生を対象に専門家による自殺予防の研修会を開催し、ゲートキーパーの意義や相談窓口の周知を行い、自殺を未然に防ぐことのできる知識の習得及び意識の涵養を図ります。	福祉課
母子保健事業・ 子育て世代包括 支援センターを 通じた相談支援	妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの妊娠期からの母子保健事業を実施し、家庭訪問による保健指導や育児相談などを通じ、うつなどのリスクの高まりに注意し、初期支援につなげます。	子育て・健康課

（注8）

「北九州若者サポートステーション」とは、働くことに悩みを抱える若者に対し、専門相談や就労体験等を通じて就労支援を行う機関です。

（注9）

「福岡県ひきこもり地域支援センター」とは、ひきこもり状態にある本人や家族の相談と支援を行う機関です。

(2) 働き盛り世代への対策

就業修業者は、仕事の失敗、職場の人間関係など様々な問題をきっかけに、大きな不安を抱えている可能性があります。特に壮年期（働き盛り世代）における就業者は、生活困窮に陥ることの不安、将来に対する不安等、自殺のリスクを抱えている可能性があります。

事業所への啓発に加え、就業者の相談支援体制を整えるための取組み等を図る必要があります。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
小規模事業所への啓発	労働者数50人未満の小規模事業所に、福岡産業保健総合支援センター（独立行政法人労働者健康安全機構）の実施する相談事業や、メンタルヘルスやゲートキーパーなどの研修事業の活用を促します。	福祉課 交通商工課 商工会議所
農業者・事業者等の自営業者への啓発	農業協同組合や商工会議所を通じ農業者や事業者などの自営業を営む方へリーフレット等の配布等による啓発を行います。	福祉課 農政課 交通商工課
うつや睡眠障害、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化	働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつや睡眠障害、飲酒リスク等に係る啓発事業により、こころの健康リスクの早期発見を進めます。リスクの早期発見を進めます。	福祉課 子育て・健康課

(3) 生活困窮者・無職者等への対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
包括的な相談支援体制の充実	課題を抱える生活困窮者等へ対する包括的な支援体制の充実を図るため、業務を通じて把握した生活問題等を抱える人に対し全庁的な支援に努めます。 特に把握する機会が多い、納税相談等から把握した生活問題について、関係課と連携した支援を行います。(税金、保育料、住宅使用料、水道料金、給食費等)	福祉課 税務課 上下水道課 子育て・健康課 都市計画課 学校教育課 全庁的に実施
関係機関と連携した相談支援	くらし、しごと、家計の困りごとを抱えている人に対し「困りごと相談室(福岡県自立相談支援事務所)」や貧困状態にある子や保護者の相談に一元的に対応する「子ども支援オフィス」との連携により、生活困窮等に対するアウトリーチ型の相談支援を行います。	福祉課 福岡県
医療費助成制度や就学援助制度の拡充	各種制度の実施を通して、医療費や教育費の負担の軽減を図ります。	各担当課
生活困窮者の把握と生活保護制度を利用した支援	生活困窮者の中には、誰にも相談できず抱え込んでしまうことがあります。民生委員・児童委員の活動の中で把握した方に対し、適切な生活保護制度の利用できるように支援します。	福祉課 京築保健福祉 環境事務所

(4) 高齢者への対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立に陥りやすいことから、様々な背景や価値観に対応した支援が必要です。

このため、行政サービスや民間事業者のサービスを適切に活用し、生きることの包括的な支援としての施策の推進を図ります。

【主な取組み・担当部署】

事業名	事業内容	担当課・ 関連組織
高齢者支援施策を通じた把握・相談支援の推進	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの相談業務を通して、高齢者本人やその家族を取り巻く状況を把握し、支援が必要と思われる場合には、それぞれの支援機関につなぐ役割を果たします。	福祉課 地域包括支援センター
居場所づくりの推進（高齢者）	高齢者が、自宅に閉じこもらずに戸外に出かけ、地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事や地域の集会所等で行われる「ふれあいいいきサロン」等の居場所への参加を勧め、必要な時に適切な支援につなげるよう対策を進めます。	福祉課 社会福祉協議会
高齢者の生きがいづくりの推進	地域で活動している老人クラブやシルバー人材センターに対する活動支援のほか、生涯を通じ学習する機会の提供の場として、公民館講座や自主サークル活動を支援します。	福祉課 生涯学習課

4 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組み状況を取りまとめ、その進捗状況を検証・評価し、その後の取組みについての協議を行います。

主な施策分野		指標の内容		現状値	目標値等
5つの基本施策	ネットワークの強化	刈田町自殺対策推進連絡会（仮称）の設置		未設置	設置
	人材の育成	関係団体向けゲートキーパー研修の開催数	区長連合会	未実施	年各1回以上
			民生委員・児童委員協議会	未実施	
	町民への啓発と周知	町広報紙での啓発		年2回以上	年2回以上
	生きることの促進要因への支援	遺された人への相談窓口等の広報		未実施	年1回以上
SOSの出し方教育	教育相談の実施回数		全小中学校において月1回	継続実施	
4つの重点施策	子ども・若者対策	若者への自殺予防研修会の開催		年1回	年1回継続的实施
	働き盛り世代対策	小規模事業者等への啓発		未実施	年1回
	生活困窮者・無職者等対策	関係機関と連携した相談支援		ケースに応じて適時実施	継続実施
	高齢者対策	地域包括支援センターによる相談件数		10,183件	11,000件

5 自殺対策の担当課

本計画の担当課（計画策定事務局）は福祉課とします。